

(参考様式3)

会 議 録

|          |   |              |   |      |    |
|----------|---|--------------|---|------|----|
| 会議の名称    | 平成21年度第1回東村山市保健福祉協議会  |              |   |      |    |
| 開催日時     | 平成21年10月5日(月)午後7時00分～9時10分  |              |   |      |    |
| 開催場所     | 東村山市役所 いきいきプラザ2階 学習室  |              |   |      |    |
| 出席者及び欠席者 | <p>出席者：</p> <p>(委員) 大野敦也会長・青木知史委員・井上準之助委員・大黒寛委員・藤田和隆委員代理・大原喜美子委員・小高昌夫委員・岡部良晴委員・新義友委員・藤岡孝志委員・遠藤てる代理委員・山路憲夫委員・渡邊儀一郎委員</p> <p>(市事務局) 渡部市長・石橋健康福祉部長・和田地域福祉推進課長・森田障害支援課長・中島健康課長・今井子ども家庭部長・田中子ども家庭部次長・伊藤子ども総務課長・山口子ども育成課長・並川エリア主幹・野口児童課長・鈴木高齢介護課長補佐・鳥越調整担当主査・川嶋計画担当主査</p> <p>欠席者：河津英彦副会長・唐見和男委員・渡邊帥一委員・仙頭澄夫委員・大森伸保委員</p>  |              |   |      |    |
| 傍聴の可否    | 傍聴可能  | 傍聴不可の場合はその理由 | / | 傍聴者数 | なし |
| 会議次第     | <p>1. 開会</p> <p>2. 委嘱状交付</p> <p>3. 市長挨拶</p> <p>4. 委員自己紹介</p> <p>5. 職員自己紹介</p> <p>6. 役員選出(会長1名、副会長1名)</p> <p>7. 議題</p> <p>(1) 東村山市附属機関等の会議の公開に関する指針について</p> <p>(2) 第3次東村山市地域福祉計画の進捗状況について</p> <p style="padding-left: 2em;">地域福祉計画(個別計画に属さないもの)</p> <p style="padding-left: 2em;">次世代育成支援行動計画</p> <p style="padding-left: 2em;">高齢者保健福祉計画</p> <p style="padding-left: 2em;">地域保健計画</p> <p>(3) 第4次東村山市地域福祉計画に向けて</p> <p>8. 閉会</p> |              |   |      |    |
| 問い合わせ先   | <p>健康福祉部地域福祉推進課計画担当</p> <p>担当者名 川嶋</p> <p>電話番号 042-393-5111(内線3183)</p> <p>ファックス番号 042-395-2131</p>   |              |   |      |    |

## 会 議 経 過

1. 開会
2. 委嘱状交付
3. 市長挨拶
4. 委員自己紹介
5. 職員自己紹介
6. 役員選出（会長1名、副会長1名）

事務局 A

委員の皆様の互選により会長、副会長を選出いただきたいと思います。何方が立候補、推薦はありますでしょうか。

委員 A

事務局に腹案がありましたら、それで決めていただければよいのではないですか。

地域福祉推進課長

それでは、事務局案としては、継続してやっており過去の経過をご存知ですので、引き続き医師会の大野先生を会長に、副会長には学識経験者の河津氏にお願いしたいと思います。河津氏は、本日欠席ですが、了承をいただいております。皆さまよろしいでしょうか。

-（全委員異議なし）-

会長

みなさんこんばんは、只今、委員のみなさんのご承認を得て保健福祉協議会の会長に選出されました。重責であります。努力してまいりますのでよろしくお願い致します。協議会の名簿をご覧いただきわかりますように、かなり広範な各分野から代表の方がお見えになっていますので、ぜひ活発な忌憚のない意見をいただきまして会議を進めてまいりますのでどうぞご協力の程よろしくお願い致します。

## 7. 議事

会長

それでは協議会の次第に沿って議事を進めたいと思います。

（1）東村山市附属機関等の会議の公開に関する指針について、事務局のほうからご説明をいただきたいと思います。

地域福祉推進課長

資料3、資料4がこの議題の資料になります。資料3ですが、いままで東村山市の各協議会等の会議は統一性がなかったのですが、今年の5月25日に市長決裁でこの指針が制定されました。この指針は概略になりますので、各部会で統一性を持たせることにしました。第1条目的、第2条対象、第3条の周知の仕方、おおむね2週間前に周知することや、第4条会議の公開、第5条公開の方法、第6条会議録の作成、第7条会議録等の公表となっております。各部会で合意をとる内容がございまして、4点ほどありますがその了承をいただきたいということです。

資料3の第5条の公開の方法（傍聴）ですが、当協議会は以前から公開していましたが、何に基づいていたのかといいますと、資料4の東村山市保健福祉協議

会及び各推進部会の会議公開に関する取扱要領で平成13年に決定されたもので行っています。今までどおり平成13年度に決定されたものをもって今後も基本的に公開にしたいと思います。傍聴は10名以内になります。ご了承いただいでよろしいでしょうか。

会長

差換えるというのではなく、この協議会については、資料4のほうの要領でやっていくということですか。

地域福祉推進課長

そのとおりです。いままでどおりの要領でやっていくという事です。

会長

資料3との整合性とか上下関係はどうなりますか。

地域福祉推進課長

市長決裁の第5条2項に附属機関等は、会議の傍聴を認める定員をあらかじめ定めるとともに、会場に一定の傍聴席を設けるものとし、4項の附属機関等は、会議を公開するにあたり、傍聴に係る手続き及び遵守事項を定めるものとしてあります。それによって結果的にいままでのものをもって定めるということです。

会長

東村山市附属機関等の会議の公開に関する指針のうちの傍聴に関するものは従来からある資料4の東村山市保健福祉協議会及び各推進部会の会議公開に関する取扱要領を傍聴の要領と定めるということですね。なにかご意見はありますか。

地域福祉推進課長

傍聴については、4つの専門部会では了承がとれています。基本的に公開が原則になっております。

会長

資料4を持ち出したということは、他の部会では別の要領によって傍聴の取扱を定めるところもあるということですか。

地域福祉推進課長

保健福祉協議会各部会は同一歩調で行うのが基本になっております。

会長

保健福祉協議会と各推進部会はこの取扱要領をもって傍聴の要領を定めているということですね。

委員B

傍聴の人数が10人以内ということは、場所としては会長の後ろの席ということで、たとえば保育園のこととかお母さん方が集まったとき会長の後ろで大丈夫でしょうか。

地域福祉推進課長

この協議会では傍聴はあまりありませんが、専門の部会になればなるほど実態に係わる内容になってきますので傍聴の人数が多くなる傾向があります。無制限に入れることは場所の問題もありますので、10人で実施しております。

委員C

取扱要領の傍聴人の人数が10名以内と定めている件で、ただし、会長又は部会長が必要と認めるときは、これを制限することができるが、ここが少しひっかかるが、増やすときも会長の判断で増やしてもいいと本来ならすべきなのに、なぜ制限するときだけ会長の判断なのかよくわからない。改められるのなら私は改めたほうが良いと思いますが。

地域福祉推進課長

保健福祉協議会は同一步調でやっています。実態として人数が多く来る場合には、例えば12～13人のときは状況によって考えます。

健康福祉部長

平成13年に作った要領ですので、若干手直しが必要かなと思います。その一つとして、第3条の会議の開催の事前公表ですが、この指針では必ず事前に公表するとなっているので、「必要と認める場合」はカットするとか、第5条も過去の事例でも市民センターで80名から90名の保護者を集めて児童育成部会を開いたこともありました。したがって、柔軟に考えて、ただし、会長又は部会長が必要と認めるときはこの限りではないとかの形にしたほうがよろしいかなと思います。

委員D

どうして10人と決めるのですか。

健康福祉部長

これはもっぱら会場の関係で一定の目安です。

委員E

公開にあたっては、キャパシティの問題もあるが各部会の会議の統一が必要ではないか。

健康福祉部長

推進部会で統一步調をとるのが望ましいので、そのようにしたいと思います。協議会への意見を推進部会へ修正することを伝えていきたいと思います。人数制限はもっぱら会場の関係で傍聴が多いかどうかは、議題、内容によって会議をする前に概ね分かります。その場合はこの限りでないとし、会場探しをするということでご理解いただきたい。

委員E

公開としたとき平等な立場で出席できると考えたとき、人数制限はいかがか。キャパシティのことはあるが、制限は外したほうが良いのでは。

健康福祉部長

もっぱら会場の問題で、何度も繰り返して申し訳ありませんが、会議録の作成で市民に見える形で作成していくことも一つの公開ですのでご理解いただきたい。

会長

人数の制限に反対の意見もありましたが、いかがでしょうか。

委員A

平成13年から8年たっていますから、この会で全面的に改訂するということが楽ではないですか。8年は長いですよ。人数制限をするからややこしくなる。公開原則との整合性の問題が出てくる。

会長

今日この場で、最終的な結論を出すのは難しいと思いますので、事務局のほうで取扱要領を再検討して次回の会議で改正案を出していただきたい。当面はこの要領で実施することにします。

地域福祉推進課長

次は、ホームページに掲載する委員さんの情報ということで確認をとらせていただきたい。資料1をご覧ください。推薦枠、推薦団体、氏名、会長、副会長をホームページに載せるということですが、個人情報ですので委員さんの同意をとりたい。

会長

保健福祉協議会の委員の情報、資料1の内容をホームページに載せたいとのことですが。

委員G

資料1の委員名簿なのですが、推薦団体というところで学識経験のお二人は斜線になっておりますし、学校関係のところも市立小中学校になっており具体的な肩書きが入っていませんが、私のところは括弧の中に具体的な肩書きが入っています。その辺はどのように考えるのでしょうか。

地域福祉推進課長

推薦団体の公表上の均衡のことですが、資料1の名簿の推薦団体の括弧のところの会長等の部分を消すということであればある程度他の市立小学校校長会とかと均衡が取れると思いますが、どうでしょうか。

会長

そのほうが、統一性があるのではないのでしょうか。括弧のところの会長等は削除する。所属の団体が肩書きになる。

委員G

推薦団体となっているから何かおかしい。所属を明らかにすると何か不都合が起きるのでしょうか。

地域福祉推進課長

ここの表現として推薦団体となっていますが、所属と表現しても問題はないです。

委員G

設置規則で組織を見ると市長が委嘱するというだけです、どここの推薦を得てということでは必ずしもないと思いますが。

会長

それでは、市のほうでもう一度検討して、その答えを次の機会にでもお聞かせいただければと思います。

地域福祉推進課長

議事録の作成の仕方については、要旨という形で作成したい。委員の個人名を載せないで議事録を作成する方向で考えております。

会長

会議録を作るときは、各発言者は名前を特定しないで発言の内容だけを書くということですね。

地域福祉推進課長

そういうことです。なおかつ、一字一句書くのではなく要旨を議事録にしたい。

会長

一字一句書くのではなく発言者の趣旨のまとめを書くということですね。

でも公開するときはそれしかできないのではないのでしょうか。司会者はともかく委員の名前は特定できない形で議事録をつくることで、よろしいでしょうか。

委員H

そのほうが、意見が出やすいのではないのでしょうか。個人を特定されてしまうと意見を出しづらい、せつかくの会議ですから人の名前を出してこの人はこういう発言をしたという公開は良くないと感じています。

委員C

公開しているのですから基本的には名前を出してもいいと思っています。その

ために公開しているわけですから。それだったら最初から非公開にすればいい。自由な意見を保障するというのであれば、ただそれは高齢者在宅計画部会でも議論になりまして特定の事業所などから出て来ている人もいまして、そこまでやらないほうがいいとなりました。ただし、会長は会長としますが、委員は特定の委員が何回かしゃべることがありますので、会議の流れがわからなくなりますからA・B・Cの形にしてどの委員が連続してしゃべっているのかわかる程度の公開にしたらどうかと高齢者在宅計画部会では決めました。ここでもそれでいいのではないのでしょうか。

会長

この協議会では、委員名は非公開だけれどもA・B・Cで表現することにします。

地域福祉推進課長

次は議事録のホームページでの公開ですが、全委員の確認後に掲載するか会長のみ確認にての掲載にするかがあります。

委員F

先月部会があったのですが、第6条で会長が内容を確認した後に確定するものとする、と書かれています。確定したのちに情報公開するという話でしたが、公開した後修正も可能だということだった。この条文を見ると公開したあと修正はかけられないのですか。

健康福祉部長

この協議会としては、委員全員がOKしたら載せるか、委員を代表して会長が確認したらいいとするのか、どちらかを選択していただければいいです。

委員F

私どもの部会では、ホームページに掲載するのに時間的に余裕がないので、会長が事務局から送られてきた議事録を見て違っていると思うところは発言された委員と協議をし、修正をかけてホームページに掲載するものを作る。そしてそのあとに発言と実際に文書にしたものとはどうしてもニュアンスが違うということがある。もし情報公開でホームページに掲載したものが実際の趣旨と違っていれば、修正をかけていただくことが可能だということで私どもの部会は了承した経過がある。

健康福祉部長

議事録につきましては、事務局でまず作成し、それを各委員さんにお送りします。訂正箇所に関して事務局にご連絡いただき、若干時間がかかりますけれども、それをもって会長に確認いただいてホームページに載せます。

会長

いったん各委員にお送りして訂正があるかないか、確認して会長と協議して最終とするということでもいいですね。それでは、議題7の(2)第3次東村山市地域福祉計画の進捗状況について簡潔にお願いします。

事務局A

障害者福祉計画の進捗状況の報告は次回になりますので、地域福祉計画(個別計画に属さないもの)を公表します。資料5です。1.みんなで支え・参加する東村山の福祉。福祉に対する理解の促進。福祉意識の向上。関わる事業内容は市民産業まつりで関係課は産業振興課です。平成20年度の進捗状況として、第47回市民産業まつりは、平成20年11月8・9両日市役所周辺地域において、実行委員会を組織し、市民の直接参加と地域社会のコミュニティづくりを目的に

前回と同規模で開催した。各分野の中で福祉関係団体を「福祉部門」として位置づけ市報で周知募集を行い、社会福祉法人・任意団体など26団体が参加して、自主製品やバザー品・飲食品などの販売を実施した。平成21年度以降の予定は、方針としては、今後も市役所周辺を中心に実施していきたい。以上です。

会長

次世代育成支援行動計画の説明をお願いします。

子ども総務課長

6月29日に第1回の児童育成推進部会を開催いたしました。その中で計画策定について作業部会を別途設けてそこで議論するという事で現在まで5回の作業部会を開催しております。レインボープランの基本目標の～までそれぞれ大きなテーマがあります。現在5回目までは目標の及び、というところで議論しております。基本目標「子育てを支える地域をつくるために」、「1.子ども家庭支援センターの機能充実」のところで、議論しております。子ども家庭支援センターの中にあります幼児相談室と教育相談の役割の整理と連携の強化の議論。旧保健所の跡地に子育て総合支援センターころころの森が開設されましたので、それらの関係整理をどうするのかということで議論がなされております。

2ページの子育てひろばの充実、多様な子育てひろばについても現在いろいろな形で情報を集めているところであります。子育てサークル、自主保育等とありますが子育て総合支援センターとの関係の中でより充実したものとして進めてまいりたいと議論を進めているところでございます。

3ページのファミリーサポートセンターにつきましては、現在提供会員が当初210名を目標にしていまして、20年度末には201名まで会員が増えて来ましたがさらに拡大していきたい。子育て総合支援センターころころの森を大きく活動の拠点として子育てしやすい街づくりをさらに進めてまいりたい。

4ページの基本目標、「母性及び乳幼児の健康を守るために」の母親学級、妊産婦新生児訪問指導であります。全国的にこんにちはあかちゃん事業ということで、すでに都内でも、一部市部で進めております。東村山市でも体系を整備しながらスタートを切れるように議論してまいります。

5ページの育児の不安、母子相互の情報をスムーズに伝達するように子育てしやすい仲間づくりを援助してまいりたいと考えております。

7ページの小児救急医療ということで平成22年3月に都立小児総合医療センターが現在の府中病院にでき、それを軸にしまして当市は多摩北部医療センターや西東京市にあります佐々総合病院との連携を基に小児救急医療体制の確保を考えております。

それ以降の番番番につきましては、番は保育園の待機児対策、番は放課後児童対策、番は、小中学校の学校教育、社会教育、番が安心安全の防犯のまちづくり、となっており今後議論を進めさせていただきます。

21ページの「行動計画を推進するために」では子どもに関わる問題につきまして関係者で円卓会議という形態をもちまして中央における3つの円卓会議などありますが、現状をふまえてある程度一本化する中で児童育成計画推進部会を中心にさらに議論していきたい。すでに市内では東西南北エリア活動で動いておりますので、それらの代表者を交えて積み上げを行ってまいりたい。7エリアということで当時行動しております。この中で19年度からは当面東西南北の4エリアとしながら行政と地域の方々と協働で活動を進めております。将来的な7エリア構想は維持しつつも4エリアをベースとして地域の実情を踏まえて地域主導型

の会議を展開していきたいと考えております。

行動計画の進捗管理ですが、21年度から子ども家庭部が発足しておりますので、そこを中心に進捗管理をしていきたい。

会長

この件について、何かご質問はありますか。

委員 I

次世代育成行動計画の策定は後期行動計画ということで、すでに私の前任の S 先生を中心にまとめていただいた基本目標がございまして、大きな路線の部分は変えないで、これを踏襲しながら細かなところでそれをどういうふうの実現させていくのか、あるいは軌道修正するべきところは軌道修正しながら計画実現に向けていくということが基本的な考え方でやっているところです。何分にも沢山の事項がございまして、今すでに作業部会を 5 回やっておりますが、まだまだ足りないくらいで、10月にまた専門部会を開催いたしたい。先ほどころころの森の話もありましたけれども、そこに沢山の親子の方が来ていただいている非常に評判もよろしいということの中でそれをさらに他のエリアにもそのノウハウを広げて仕組みを作っていくほうが良いのではないかと、あるいは先駆型の子ども家庭支援センターが東京都内ではハイリスクの家庭に対する支援ということで結構展開しているのですけれども、東村山のほうも先駆型の非常にスペシャルなセンターであります。そういう中で子育てひろば的な子育て支援、裾野を広げる形での展開へということも仕組みの中で変えていかなければいけないということで、今作業部会中心にがんばっているところです。以上補足です。

会長

それでは、次に高齢者保健福祉計画をお願いします。

高齢介護課長補佐

始めにお配りしてあります高齢者保健福祉計画（第4期）のものをみていただきます。1ページの下のところは17年度策定した高齢者保健福祉計画を改訂するものです、と書かれていますと思いますが、3ページの2の計画の法的根拠としては老人福祉法第20条の8に定める市町村老人福祉計画として策定する、となっております。しかしながら、それに合わせて、介護保険法の中に老人福祉法に関する規定がありまして、それは市町村老人福祉計画と一体のものとして作成されなければならないとなっておりますので、ウグイス色の東村山市高齢者保健福祉計画を東村山市介護保険事業計画の計画期間に合わせて第4期として平成21年度から平成23年度として策定をしたものです。東村山市高齢者保健福祉計画（第4期）の第1四半期の進捗状況という白い冊子で右上に資料2というものがありますけれども、これは第1四半期の進捗状況をまとめさせていただいたものです。次回の高齢者在宅計画部会では年内か1月に第2四半期・第3四半期の総括をさせていただきます。また、年間進捗状況といたしましては、年度末の3月に報告をさせていただきたいと考えています。

会長

只今の高齢者保健福祉計画と介護保険の説明について何かご質問がございませうか。

委員 C

高齢者在宅計画部会のまとめ役をやっておりますので、付け加えさせていただきますが、今ご説明にありましたとおり、一見いろいろなことをやっているかのように見えるのですが、実際は、高齢者在宅ケアについては介護保険の分野がど



んどん増えてきておりました、しかもそれ以外のところでどうやって高齢者介護を支えていくのかについては財政事情が東村山市長の話にありましたように散々でその限界の中でなかなか新規の事業、それをいい事業としても拡大させる方法がなかなか進まないということが実態としてあります。ただし前回の高齢者在宅部会でも申し上げたが、東村山の一つの特徴として、さまざまなNPOとかボランティア、市民団体、いろいろな形で広がってきています。在宅計画部会には消防や警察、保健所の方も参加しておられてそういう意味でのネットワークづくりを市民の方と連携していくことを考えていこうではないかということをお願い申し上げ、高齢者在宅計画部会の中身づくりについて金のない面を補っていこうと話をしているところです。ただもう一点、高齢者在宅福祉に関して一つのネックは個人情報保護というのがこの間出されているのですが、やや乱暴な意見を申し上げると高齢者在宅を本当にケアしていこうとすると個人情報とぶつかることが多いのです。もう少し踏ん切りをつけて、ある程度個人情報保護という垣根を取っ払って高齢者介護をどうやっていこうかと本気で考える時期に来ているのではないかと思います。

会長

市のほうでは、実際こういう作業を進めていくと個人情報とのぶつかり合いや齟齬を経験されていると思いますが、組織として横断的に話し合いとかされているのでしょうか。

健康福祉部長

例えば、災害時の高齢者の在宅の単身者あるいは、高齢者世帯の安全安心をどう守るかその計画等策定するなかで市民部と一緒に策定しているのですけれども個人情報というのが一つのネックになっているのをどう解きほぐしていくのか、その点に関しては、民生委員さんの力をお借りしながらやっているところが今の経過です。

委員H

消防としては、非常に期待している。災害に対して一番弱い人間を守れる。情報があれば、我々の活動が変わってくる。臨機応変の対応がとれる。

会長

臨機応変にやっていただきたいと思います。それでは、地域保健計画健康ひがしむらやまをお願いします。

健康課長

若干追加をしておりますので差替えの資料で進めさせていただきます。地域保健計画につきましては、基本的に赤ちゃんから高齢者まで全体を対象にしております。就学までの母子保健を中心にした部分はレインボープランの中にありますので保健計画の中では省略されています。合わせまして健康増進法が施行されて数年たちますが健康ひがしむらやま21ということで健康増進法に基づく地方版としての策定を推進してまいりました。従いまして、ご覧になっていただければ全体がおわかりになると思います。地域保健計画の主要課題につきましては、資料の一番上にも記載されていますけれども、市民の主体的な健康づくり意識の向上、生活習慣病の予防対策、介護予防対策等になっていくわけですけれども介護予防等につきましては、高齢者の保健政策との連携の中で取り組んでいますのでそちらの方を参照していただければと思っております。20年度の主な取り組みについては基本目標の1の中では市民の健康意識の向上ということで13町で推進しております保健推進活動を中心にしながらさらには産業祭りと同時開催して

おります市民健康のつどいの場におきまして、健康情報、保健情報の市民への発信、さらには、さまざまな健康に関する測定等を通じて計画をおこなってきています。保健推進の活動につきましては、13町全体の活動テーマをメタボ予防を切り口として生活習慣病の予防対策を推進しようということで地区活動を行っております。今後とも推進をしてまいりたいと考えています。基本目標の2の中では、保健情報のさまざまな市民への提供でありますけれども毎年保健事業の一覧を年度当初全戸配布するとともに毎月の市報やホームページを通じて随時さまざまな健康保健情報を市報等に掲載しております。今後ともホームページ等につきましては、さらに充実をしていきたいと考えております。飛びまして基本目標の4であります、地域の健康づくりの推進ということで保健推進委員の地域活動等市のさまざまな検診事業等の連携の中で市民の生活習慣の改善について取り組んでいるところであります。保健推進委員につきましては、20年度任期満了ということで改選を行いました。13町で約300名近い地域の推進委員のみなさんの改選を20年度実施したところであります。保健推進委員の活動につきましては、地域の活動に加えまして保健推進委員自身が健康でなければならないということで、保健推進委員自身の健康づくりにも活動の重点をおきながら、個人の目標設定や自分自身の健康について理解するということを通じて活動を地域の中にも広げているところであります。続きまして健康ひがしむらやま21の推進の生活習慣病の予防についてでありますけれども、去年の医療制度改革によりまして、老人保健法が廃止されました。それに伴いまして基本健康診察が廃止されました。その他の健康教育等を進めてきたわけでありまして、国民健康保険は市が事業者でありますので、特定健診、特定保健指導が20年度からスタートしたところであります。20年度初年度で特定健診受診率30%目標に対しまして40.3%の受診率、特定保健指導につきましては、実施率目標20%に対しまして33.5%ということでいずれも初年度としては目標を上回った結果になっております。引き続き市民の健康づくりと受診率の向上を進めてまいりたいと思います。今年度は女性特有のがんの受診率の向上ということで取り組みがさらに別の部分でも評価をいただいておりますので引き続き取り組んでまいりたい。最後のページですが、医療体制の充実で、かかりつけ医、歯科医、薬局の普及についてですけれども保健推進活動等を通じて、かかりつけ薬局等の普及をはじめ地域での推進をしております。さらに今後ともより身近な問題として取り組んでまいります。最後に防災医療体制の整備でありますけれども、20年度につきましては、鳥インフルエンザについてどういう取り組みを全体的にしていくのかという検討をしてまいったところであります。一定のマニュアルづくり、圏域医療体制等につきましては、保健所と議論・検討をしてきたところです。今回の鳥インフルエンザ対策につきましては、今年度に入りまして圏域全体に係ることは保健所を中心に取り組んでおりますけれども市として対策本部を設置し、市民への感染予防対策、感染状況等、啓発活動に取り組んでいるところであります。簡単ではありますが、以上です。

会長

ありがとうございました。つぎは、第4次東村山市地域福祉計画に向けてです。  
地域福祉推進課長

第4次東村山市地域福祉計画についての資料は、資料6、資料7になります。現在の地域福祉計画ですけれども、第3次ということで、平成18年～平成22年度までの計画で、地域福祉計画の中の5ページを見ていただければよろしいか

と思いますが、今の計画は18年度からの計画になります。流れとしましては平成16年度に市民意向調査を行って平成17年度に各部会で策定作業を行ってまとまった形で平成18年度からのスタートとなっております。資料6ですが、上のマスが現状の計画であり、計画の18年度当初は一部レインボープランの例外を除いて横並びでスタートして一つの計画群として出来上がっていました。しかし法定のものもあり、途中で期間が変わってしまったものもあり、ここでだいぶ計画期間の日程上のズレという現況が出てきてしまうことになり、去年11月、12月に内部協議を行いまして一定の結論の中で今年の1月、平成20年度第2回目の保健福祉協議会でこの資料を出ささせていただきました。方向としては、全体の計画期間を合わせる形にして資料の下のマスの新たな計画期間になっております。法定のものは変えられませんので、福祉の考え方になっている計画につきましては期間を1年延ばして22年度に全体一括で意向調査をし、23年度に各部会の中で計画策定を行い、総合して24年度からの次の地域福祉計画にしていきたい。また、これについては各部会の今年度第1回目の会議でも説明しているところです。次回の協議会からは、22年度に行う意向調査に向けて考え方をシフトしていきたい。資料7第3次東村山市地域福祉計画の1年継続と別冊子版について(案)ですけれども、これを来年の4月1日に差込むことによって1年継続や制度の変更、期間の違い、別冊子になっていることの説明提示としたい。

会長

ありがとうございました。次世代育成支援行動計画については、国の法律があるので、これは、期間の延長はできないので少しズレて、21年度までということですね。他のものについては、23年度まで延長するけれども高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画については20年度までで、新計画版については別冊子になっているということですね。他のものについては、1年延長して22年度に意向調査を行って23年度に計画を策定したいということのご説明でしたけれどもいかがでしょうか。これは、各計画部会では了承を得られているということですか。

地域福祉推進課長

平成20年度の2回目の保健福祉協議会の中ではこの流れでご了承をいただいているということと、法定のものは障害福祉計画と高齢者保健福祉計画ですが、高齢者保健福祉計画はもともと5年だったものが途中で法律が変わりまして3年で区切って分けた経過があります。障害者福祉計画と地域保健計画に関しましては、特に年度の法定がありませんので、基本的には計画そのものが考え方としての意味合いが強いということがありまして、それぞれ第1回目の各部会に説明をしてご了承をいただいております。

会長

部会の了承は得られているということで、確かこれは、前年度協議にかけられましたね。

地域福祉推進課長

そうです。

会長

確認の意味でよろしいでしょうか。この計画期間の変更でよろしく願います。他に何かありますか。

- (意見なし) -

## 8 . 閉会

会長

これで閉会とします。ありがとうございました。